

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年9月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 コンパスタウン上越インター
所在地 上越市大字上源入字轡田129番地24外
設置者 株式会社ナルス
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 2,962平方メートル
(変更後) 3,429平方メートル
 - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 荷さばき施設の位置
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
 - イ 廃棄物等保管施設の位置
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
 - (3) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ・未定（建物②）
(変更前) 午前9時から午後9時
(変更後) 午前9時から午後10時
 - ・未定（建物③）
(変更前) 午前9時から午後8時30分
(変更後) 午前9時から午後9時
 - イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - ・荷さばき施設②
(変更前) 午前4時から午前9時
(変更後) 午前6時から午後9時
 - ・荷さばき施設③
(変更前) 午前8時から午前9時
(変更後) 午前6時から午前9時
- 3 変更する年月日
 - ・2(1)に関する事項
平成26年4月23日
 - ・2(2)に関する事項
平成26年4月23日（ただし、軽微な変更として認められた場合はその日以降）
 - ・2(3)に関する事項
平成25年12月1日
- 4 変更の理由
建物②及び建物③の計画内容の変更に伴い、施設の効率的な運営を図るとともに、来客者の来店に対する利便性を高めるため。
- 5 届出年月日
平成25年8月22日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課

(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)

- 7 縦覧期間
平成25年9月3日から平成26年1月3日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp